

社会福祉 あきた

NO.
348
2018.10.15



【写真】

「おはぎの配達（東成瀬村）」
なるせゆいっこの会（P.5）の
会員が注文を受けて作ったお
はぎを配達しました。
「たべてけれ〜」「ありがとう」

特集

P2 「我が事・丸ごと」地域共生社会の 実現に向けた秋田県内の取組み

- P3 【実践①】広く住民を対象にした居場所づくり
- P5 【実践②】住民相互の助け合いの仕組みづくり
- P6 【実践③】福祉に関わる啓発活動

P8 福祉人材センター事業の紹介
・活かせ、秋田で！あなたの優しさ！！
・「中学校福祉の仕事セミナー」始まる

P9 皆様の善意

P10 職場紹介リレー



ふれあいネットワーク

社会福祉
法 人 **秋田県社会福祉協議会**
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた秋田県内の取組み

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」を受け、国では「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、そのもとで、ワーキンググループとして「地域力強化検討会」を開催しました。

平成29年9月、検討会による「最終とりまとめ」が公表され、この内容が平成30年4月施行の改正社会福祉法に基づく今後の市町村等の取組みに反映されることになっていきます。

地域共生社会の実現に向けた取組みを進めるに当たって押さえておくべき考え方のポイントと県内で展開されている活動事例を紹介します。

地域共生社会の実現に向けた取組みを進めるに当たって押さえておくべき考え方のポイントと県内で展開されている活動事例を紹介します。

◆地域共生社会の実現に向けた5つの視点

① 共生文化

個の課題と向き合う中で他人事とは思えない地域づくりに取り組むこ

となどを通じて、地域共生社会が文化として定着するよう挑戦し続ける。

② 参加・協働

地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、行政等といった多様な構成員が、それぞれに活動するだけでなく、自らの地域福祉を推進していくために連携する仕組みと対話・協議の場をつくる。

③ 予防的福祉の推進

近隣や民生委員・児童委員などによる見守りやソーシャルワーカー等の専門職によるアウトリーチなどにより、必要な時に必要な支援を届けられる環境を整える。さらに、日常の活動を通じた関係づくりによる、参加や協働の機会を増やす取組みなど、地域の中で重層的なセーフティネットを構築することで、問題解決が困難な状態となる前に早期に発見して支援につなげていく。

④ 包括的支援体制

分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人やその世帯の地域生活課題（※）を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制をつくる。そのために専門職による多職種連携や地域住民等と協働する地域連携が必要である。

※地域生活課題とは、「福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスが必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」のこと。

⑤ 多様な場の創造

地域の各分野の課題に即して、福祉分野から地域づくりについて積極的に提案等をしていくことを通じ、これまで支援の「受け手」であった人が「支え手」に回るような、参加の場や就労の場を地域に見出していく。



◆改正社会福祉法上の「市町村における包括的な支援体制の整備」とは

〔住民に身近な圏域〕

① 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

（住民等が相互に交流できる拠点の整備、住民向け研修の実施など。）

② 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

（住民による相談窓口を社会福祉協議会のCSWがサポート、地域包括支援センターの相談窓口と民生委員等との協働など。）

〔市町村域〕

③ 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

（複合的な課題等の解決のため支援関係機関が支援チームを編成し協働で支援するなど。）

①から③の取組みを通じ、包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされています。

市町村は、地域福祉計画策定のプロセスなども活用しながら、地域住

民やボランティア、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、専門機関等が個々に「点」として地域共生社会の実現に向けた活動を実施するのではなく、相互につながり、「面」として展開していく体制を整備することが求められています。

なお、都道府県は、市町村における包括的な支援体制の整備を支援することとされています。



愛生会による自施設の機能を活かした取組み

社会福祉法人 愛生会
特別養護老人ホームケアホームおおゆ
施設長 村木 宏成

私たち愛生会の取組みは、理念として掲げる「人がそれぞれの花を咲かせるために」に基づいており、
そして、「ふつうに暮らすことを支えること」「生きる力を育む手助けをすること」「あたらしい福祉のあり方に挑戦すること」のビジョン

に近づくための経営をしておりま

す。
私たちの行うすべての地域貢献活動には、共通する一つの考え方があります。それは「法人のもつ機能やノウハウを、法人の利用者である高齢者や子どもたちだけでなく、広く住民の皆さんに開放していく」というものです。

例えば、平成27年より始めた「第三の部屋」をご紹介させていただきますと、それまで使っていたショートステイの施設の部屋（定員外）を介護保険制度に関係なく、緊急時、平時を問わず地域の方に提供する取組みです。それまで30床だった定員を29床に減らしたことをきっかけに、余った一部屋を滞在費無料の居室としてどなたでも利用できるようにしました。部屋の利用日数に制限はなく、利用される方の事情に応じて滞在期間を決めています。希望があれば、三食提供でき（有料…一食500円）、また、施設のお風呂も利用することができます。

食事は、厨房のスタッフが普段より多く作り、それ以外のサービスは、職員が本来の仕事をしなから、「持ち出し」の形で行っていきます。



次に、「第三の部屋」同様、特養の衣食住の機能のうちの「衣」の機能を地域に開放した事業である洗濯代行サービス「Bio Bento's Laundry Service」（ビオベンツランドリーサービス）を紹介します。



洗濯代行サービスとは通常のクリーニングとは異なり、洗濯ものをきれいに洗って、きちんと畳むという、いわば有人型コインランドリーのようなサービスです。サービスの利用者は、コインランドリーに持って来るような感覚で洗濯を依頼してくれています。

地域では、洗濯に非常に苦労されている方が多くいらっしゃいます。母子家庭で母さんが働きながら家事もやっているような家庭の場合、お母さんがお昼休みにコインランドリーでお弁当を食べながら洗濯しているような姿を見かけます。夜は食事の支度があり、お仕事の都合上週末も洗濯できる環境ではない方もいらっしゃると思います。ただ、そんな方々に洗濯代行サービスをと考えても、単に特別養護老人ホームの機能を活用してクリーニング業として事業を始めるには施設・設備の目的外使用の問題や認可の関係で、そのままでは私たちにはできませんでした。

そこで考えたのが就労支援として障害者の皆さんにお手伝いいただくという方法です。普通は、障害者の方がいて、その方にやってもらう仕事を探すという順番ですが、この事業は、先に地域の需要があって、このニーズを満たすために障害者の皆

さんの力をお借りする、といった形です。そしていずれば、住民の皆さんが食事や洗濯をアウトソーシングできる地域とすることができないかと考えております。

我々の施設の衣食住すべて整っている環境・機能を、これまで以上に地域に開放することで、地域の生活インフラのような役割を担っていただけるのではないかと考えております。



由利本荘市

**社会福祉協議会による
あおぞらサロンの取組み**

社会福祉法人由利本荘市社会福祉協議会
由利本荘市生活支援相談センター
主任相談支援員 庄 司 斉

由利本荘市社会福祉協議会（以下「社協」）では、平成27年度からひ

きこもりやニートの状態にある若者（以下「若者」）の居場所づくり活動として「あおぞらサロン」を実施しています。

生活困窮者自立支援制度の施行により置かれることとなった自立相談支援機関を受託し、社協として未知の領域であった若者の支援に取り組むことになりました。その際に、ただ単純に相談に応じるだけでは抱えているニーズの解決にはつながらないのではないか、という思いから、活動に参加することを通じて対象者との信頼関係を形成し、相談支援をより円滑に進めることが必要であると考えました。こうしたことを狙いとして、秋田県社協が実施するモデル事業の指定を受けたことをきっかけに事業を開始した経緯があります。現在は、参加者それぞれが役割を持ちながら、主体的に活動できるように配慮して座禅や調理などの体験活動やスポーツ活動、ボランティア活動に取り組んでいます。



あおぞらサロンを実施するに当たって、市内全域で民生児童委員を対象にした実態把握調査を実施しました。このことは社協が本格的に若者の支援に取り組むことを地域に対して積極的にアピールするとともに、民生児童委員にとっても若者への関心を深めるきっかけになったようです。

また、自立相談支援機関のチラシを全戸配布するに当たり、あおぞらサロンの活動紹介も掲載したことにより地域住民に対する啓発にもつながったと感じています。

実際、その後「あおぞらサロンに参加したい」という連絡から支援に

つながった事例や、民生児童委員からの情報提供が増えたことは大きな成果でありました。

また、あおぞらサロンの実施に当たっては秋田県心身障害者コロナー（以下「施設」と連携できたことが大きかったと感じています。

あおぞらサロンに参加する若者は様々な個性を有しているため、活動開始前に具体的な活動の内容や接し方について様々な助言を得られたことがスムーズな活動の開始につながりました。また、陶芸やそば打ち体験などでは施設の職員や利用者の講師派遣など、全面的な協力をいただいたことが、活動の充実につながったと実感しています。

事前の打ち合わせの中で出された「活動を本格的に始める前に自分たちがひきこもり支援について学びたい」という意見が、市民を対象にしたひきこもり支援に関する市民学習会の開催につながり、関係機関や地域住民多数の参加を得ることができました。

あおぞらサロンの実践は、地域住民に対する啓発普及↓活動↓相談援助活動の充実↓成果のフィードバックにより更に啓発普及が進む、という好循環をもたらす貴重な活動となっています。



なるせゆいっこの会による
生活支援ネットワーク事業
「安心して暮らせる
地域づくりをめざして」
なるせゆいっこの会(東成瀬村)
会長 鈴木 春一

平成23年、地域の高齢者世帯の生活支援を目的に、民間組織「なるせゆいっこの会」を設立しました。社会福祉協議会や関係機関からの助言を得ながら、民間で行う「生活支援ネットワーク事業」による取組みを検討し、有志を募ったところ34名の会員が集まりました。地域で暮らす住民が「お互い様」の気持ちでお手伝いできる仕組みを作り、少しでも高齢者が安心して自宅で自立した生活が出来るようにと、会員一同試行錯誤の連続で、これまで活動を続けてまいりました。今年度の活動の財源は、会員からの会費と赤い羽根共同募金からの助成金です。

主な活動内容は、ゴミ出し、草取り、掃除、買い物の代行、話し相手など日常生活の中でのちょっとした困りごとを解決するお手伝いをする事です。これらのことは、従来の制度での対応が難しかったもので、時間は30分から一時間以内、利用料金は300円から500円の料金を設定しております。対応する会員が顔なじみということもあり、平成29年度は約40件ほどの依頼があり、会の活動が浸透している手応えを感じているとあります。



ゴミ出しの様子。重いゴミを地区の場所まで運びます。依頼主のおばあちゃんも一緒にヨイショ

また、会では季節の事業として二つのことを実施しております。一つは、春と秋の「おはぎ宅配サービス事業」です。会員が春と秋の彼

岸に、担当地区の高齢者世帯の様子伺いを兼ねて、おはぎ宅配の希望の有無を確認して回り、彼岸の中日、早朝から会員総出でおはぎを作って出来たてを会員が手分けして希望者宅へ届けているものです。おはぎ3個に果物付き、1セット200円の実費価格ということもあり大好評で、今秋もサービス対象世帯数の約五割の91世帯からの注文がありました。一世帯2セットまでの数量限定注文としていますが、もっと数を望む声が多く、対応を検討しているところです。



会員が集り、おはぎを作っている様子。

もう一つは、年2回の「買い物ツアー事業」です。普段ひとりでは買えない物が困難な高齢者に、買い物を楽しむを実感していただきたいという思いで、お盆とお正月の物入りの時期に合わせて実施しております。会員がマイクロバスに添乗し、隣のスーパーの店内を一緒に回って買物をし、時には軽食を楽しんで、安全に自宅へ送ります。村の協力もあり、負担金なしで利用者に大変喜ばれている事業です。



村のバスを借りて、会員も付添います。普段買えない重い品物も、購入できました。

今後、地域住民へ更なる会のアピールをし、会員の増加を図り、移

送サービスなども視野に入れて、地域住民が真に必要なとする事業は何か、会員と相談をしながら、よりよい地域づくりに努めていきたいと考えているところです。



**八郎潟町社会福祉協議会
による福祉教育の実践**
「若者を福祉に巻き込もう！」
料理教室と金足農業高校の
「コラボレーション」で皆が笑顔に

□参加者皆に良い効果！

共に食事を楽しみ、
福祉教育の効果も期待

本会では、単身高齢者などが県立金足農業高校の生徒たちとともに、料理と食事を楽しむ交流会を開催しました。平成28年度から始めた取り組みですが、平成30年度も開催に向けて準備を進めています。

□事業の目的

この取組みは、二つの問題意識がきっかけとなって開始されました。

一つ目は、八郎潟町でボランティア数が過去5年間減少していることです。将来を担う子どもや若者が地域福祉に関心を持つようにしていくためには、福祉教育の取組みが必要です。

二つ目は、日本老年学的評価研究(JAGES)の研究結果(2015)によって、一人で食事をとる機会が多い高齢者ほどうつ病になりやすく、その確率は誰かと食事をとる人に比べ男性は2.7倍、女性は1.4倍と高くなることが明らかにされていることです。高齢者がうつ病になると閉じこもりがちになり、身体機能が落ちて生活不活発病になりやすく、ひいては認知症を発症するリスクを伴います。単身高齢者が急増する中、多くの人と会話を楽しみながら食事をする「共食」が注目されており、その機会を増やし、高齢者の健康維持、QOL(生活の質)の向上につなげることが介護予防の観点からも重要です。

これまでは、配食サービスやふれあい安心電話(※)の利用者を対象

に「ふれあい交流会」を年1回開催してまいりました。新たな取組みは、こうした二つの問題意識をもとに、「ふれあい交流会」をベースにして県立金足農業高校の生徒たちや、別事業の「おとこの料理教室」の参加者にも呼びかけ「共食」の場とするとともに、参加する高校生にとっては福祉についての学びの場にもなるよう企画しました。

(※) 秋田県社協が運営する緊急通報・相談のシステム



楽しく食事

□参加者とそれぞれのメリット

配食サービスやふれあい安心電話の利用者

共食の機会になる。

年間を通して活動している「おとこの料理教室」の参加者

調理に携り、磨いた料理の腕を披露する機会になる。

県立金足農業高校の生徒

① 共食を通じ介護予防を理解する。
② 送迎バスに添乗し、介助を体験する。

③ 高齢者に優しい食事を知る。
④ 社協の事業・取組みを知る。

□成果と今後の展望

参加者からは、次のような意見が寄せられました。

高齢者から

「社協の職員もいいけど、若い人いいなあ。また来年もやってくれ」「来年も参加できるように健康でいたい」「10歳も若返った、これで10年は長生きできる」

高校生から

「介護だけでなく楽しい生活を支える福祉の仕事もあることに気付き、やってみたくと思った」「喜んでもらえてうれしかった」「自分も一人暮らしの祖母がいるのもっと元気になるように支えていきたい」

このように、人に喜んでもらえることが自分の喜びにもつながることや、参加者同士の関わりによりお互いを知ることができると、若者が福祉の仕事を知るきっかけになったことなど、参加者も企画した職員もそれぞれが多くの気づきを得ることができました。

特に、学校の協力を得られたことに関しては、今まで法令や学習指導要領等の関係で教育現場との連携に難しさを感じていましたが、学校の特色を考慮し、それに沿った内容であれば福祉教育活動を広げていく可能性があることを実感できました。



みんなで盛り付け

まとめ

秋田県においては、本年3月に「秋田県地域福祉支援計画」を策定し、地域福祉を推進する体制づくり、住みやすい地域づくり、地域福祉を支える人づくり、福祉サービスを適切に利用できる基盤づくりを、市町村や関係機関とともに推進していくこととしています。

また、秋田県社協においても、今後6年間にわたる「秋田県地域福祉活動計画」を県の支援計画と並行し3月に策定するとともに、近年の地域福祉を巡る動向を踏まえ、「地域福祉トータルケア推進事業」の実施要綱を改正しています。

今後は、これらに基づき、市町村社会福祉協議会や社会福祉法人・施設、民間福祉関係団体等と協働で、地域共生の仕組みづくり等に取り組んでいく考えです。
地域共生社会の実現に向けては、

①「一人の課題」を自らの問題、ひいては地域の課題として捉え、解決に向けて住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることにより共生を根付かせる、

②「支える側」と「支えられる側」を固定するのではなく、相互に入れ替わり循環するための活躍の場づくりを進めることにより、住民の生きがいと地域の活性化につなげる、
という「地域づくり」を官民で協働しながら、それぞれの地域で推進していくことが求められています。



福祉人材センター事業の紹介

福祉でつながる。想いを結ぶ。

活かせ、秋田で！
あなたのやさしさ!!

介護の職場体験

中学生・高校生などの若年層や介護の仕事に関心がある方を対象に、介護保険施設等での職場体験の機会を設けています。これは、介護職が職業の選択肢となるよう、介護の仕事のやりがいなどについて理解を深めていただくことを目的として実施しているものです。

人と地域を支える仕事として注目の介護の仕事を体験してみませんか。チャレンジしてみたい方、是非、お問い合わせ下さい！



この事業は、これまで、高校生以上の方が対象でしたが、今回、中学生として初めて、秋田市立山王中学校二年生の加藤陸さんと古澤裕也さんが参加しました。加藤さんから感想文をお寄せいただきましたので紹介します。



川口デザイナーサービスで利用者と一緒に体験をしている加藤さんと古澤さん

秋田市立山王中学校二年 加藤陸

川口デザイナーサービスセンターで体験をさせていただきました。介護の大変さを知ることができました。お年寄りの方一人一人が違う価値観を持っていて、その価値観を理解し、寄り添うことが特に大変なことだと思いました。

職員の方の話を伺って、介護というのはお年寄りの方の手伝いをするだけでなく、待つことも介護の一つという言葉が印象に残りました。

そして、お年寄りの方に言葉がけをし、安心してもらうことも大事だということが分かりました。

今回の体験で、働くということは利用者さんを一番に考えて仕事をするということが大切なことだと思ふようになりました。

私たちに学習の場を提供して下さい、本当にありがとうございました。今回、学んだことをこれからの学習や学校生活に生かし、一生懸命取り組んでいきたいと思ふます。

「中学校福祉の仕事セミナー」始まる

秋田県からの受託事業として、福祉人材の確保を図るため、福祉施設の若手職員が県内の中学校を訪問して、福祉の仕事のやりがいや魅力を直接伝える「福祉の仕事セミナー」を開催しています。



セミナーの講師として、県内の福祉関係六団体（老人福祉施設協議会、知的障害者福祉協議会、保育協議会、介護福祉士会、認知症グループホーム連絡協議会、地域包括・在宅介護支援センター協議会）から推薦を受けた三十六名（各団体六名ずつ（県北・県央・県南各二名））が登録されています。

中学生の皆さんに福祉について関心を持ってもらい、将来の職業選択の一つとして考えていただくための事業です。多数のお申し込みをお待ちしています！（申し込みは、中学校単位でお受けしております。）



9月21日、能代市立能代第二中学校で、グループホームあざみち管理者の熊谷未来講師の話を聞く3年生の皆さん

申し込み・問い合わせ
施設振興・人材・研修部
TEL (018) 864・3161
FAX (018) 864・2877

皆様の善意

皆様から平成30年8月～9月にお寄せいただいた善意を紹介します。

◎善意銀行へのご寄附

- ・そごう・西武労働組合秋田支部 様 15,894円

◎善意銀行への物品預託

- ・北日本コンピュータサービス株式会社 様
- ・スタンダードタイプ車椅子 15台
- ・リクライニング式車椅子 5台



北日本コンピュータサービス株式会社様 車椅子贈呈式

- ◎県内市町村社会福祉協議会1ヶ所
- ◎県内老人福祉施設 12ヶ所
- ◎県内障害福祉施設 7ヶ所

平成30年度生命保険協会 秋田県協会様による 「福祉巡回車」及び 「ふれあい福祉募金」贈呈式

「ふれあい福祉募金」一贈呈式

生命保険協会秋田県協会様（会長 高橋弘行 様）から、社会貢献活動の一環として、次の団体・施設に軽自動車及び福祉募金（各団体に10万円）を寄贈していただきました。

「福祉巡回車」

- ◎五城目町社会福祉協議会 様

- ◎特定非営利活動法人 共生センターとつと工房 様

- ◎特定非営利活動法人 工房JOYさあくる 様

- ◎特定非営利活動法人 あきた結いネット 様

- ◎特定非営利活動法人 ゆうゆう 様

- ◎特定非営利活動法人 ハート・かまくら 様



生命保険協会秋田県協会様 「福祉巡回車」及び「ふれあい福祉募金」贈呈式

◎災害遺児愛護基金事業へのご寄附

- ・AIRオートクラブ秋田支部 様 85,238円
- ・JSA中核会秋田支部 様 76,600円
- ・秋田県自動車販売店協会 様 39,020円

善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体の皆様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

◎善意銀行◎

本会では、皆様から寄せられたご寄附を、地域福祉を推進するための事業に活用させていただいております。

また、車椅子（未使用品）や音楽会等のイベントの招待券など、物品をお寄せいただいた場合は、寄附者の希望をお伺いしながら、県内の市町村社会福祉協議会や社会福祉施設・団体等に配分しております。

◎災害遺児愛護基金事業◎

災害遺児愛護基金事業は、交通・労働・自然災害により、父や母が亡くなったたり、重い障害を受けた場合、義務教育修了前の児童を養育している保護者に、基金の運用益と、皆様の善意による寄附金で、見舞金や激励金、入学・卒業祝金の給付金を支給する事業です。

子ども達の心身の健やかな成長のため、皆様のあたたかいご支援をお願いいたします。

◎秋田魁新報社を通じて

ご寄附いただける場合◎
本社又は各支局にお申し出ください。秋田魁新報「善意」の欄に掲載されます。

◎銀行から振込みで

ご寄附いただける場合◎
◎善意銀行へのご寄附は、秋田銀行の窓口で専用振込用紙で手数料無料の振込ができます。

秋田銀行本店（普通） 478399
口座名義は 秋田県社会福祉協議会 です。

◎災害遺児愛護基金事業へのご寄附は、秋田銀行、北都銀行の窓口で専用振込用紙で手数料無料の振込ができます。

秋田銀行本店（普通）

1001356
北都銀行本店（普通） 6354124
口座名義は 秋田県社会福祉協議会 です。

詳しくは、本会ホームページをご覧ください。

職場紹介
No.19

このコーナーでは、本会会員施設・市町村社協等の広報担当者による職場紹介をリレー形式でお届けします。

『地域に根差した施設とは』

養護老人ホーム「映月荘」
施設長 萱 森 真 雄

養護老人ホーム映月荘は、昭和50年に県内15番目に開設（現在県内16施設）されました。建物の建築も43年が経ち、老朽化により3年後に改築の予定をしております。開設当時の基準は二人部屋でしたが、個人のプライバシーや尊厳を守るための全面個室化とともに、生きがいの創出やより良い住環境にするために関係者が知恵を出し合う必要もあります。また、その施設が地域にとって何故必要か、地域に貢献できるのは何か、ということも大きな課題です。

養護老人ホームの特性は、特別養護老人ホーム等の利用者とは異なり、比較的元気な方が利用されている点です。映月荘では、開設当初からクラブ活動に力を入れてきた経緯があります。そのノウハウを地域に還元したり、今では忘れられている季節の食べ物を紹介したりと当施設

設の特徴を活かした取組みは多様にある気がします。

現在のクラブ活動は、カラオケクラブ、習字クラブ、生け花クラブ、押し花クラブと多様であり、これらの活動を地域に開放し、場所を提供することなども一案かと思われまます。

また、当施設の取組みとして紹介したいのは、無くなりつつある食文化の継承です。旧端午の節句にはチマキ作りで季節感を味わっているほか、県南地方では昔から行われていましたが、12月8日に「病め焼き」と称して焼き餅を作っています。地域の一人暮らしの方や若い世代にこうした取組みを伝えたり、施設の畑で栽培した「えだまめ」を皆で採り季節感を味わう機会を設けたりするのも、地域に根差した施設の役割かも知れません。

以上、映月荘の日常活動の一端を紹介して、今後の施設の在り方を考えてみました。



「病め焼き」づくりの風景

No.1 アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成29年版「インシュアランス生命保険統計号」

がんをきむ
病気や
ケガの
備えに

**ちゃんと応える
医療保険**
EVER

心配な
「がん」の
備えに

NEW/
**生きるための
がん保険**
Days 1

■募集代理店（アフラックは代理店制度を採用しております）

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

ナカイ株式会社 秋田支店

☎0120-712-816
FAX 018-866-1762

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

Aflac

アフラック
秋田支社
〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50
シティビル秋田3階
Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

AF広告課-2017-5023-1806004 12月18日

平成30年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン 1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間 1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	新設 徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】
定員1名あたり
入所: 1,300円
通所: 1,390円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償 **新設**

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

プラン 2 施設利用者の補償 (普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償 ② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間 1年、職種級別 A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990円

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン 3 施設職員の補償 (労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

② 施設職員の傷害事故補償 (10口まで加入できます)

保険期間 1年、職種級別 A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員 1名1口あたり	3円(1日あたり) 780円(年間:週5日勤務の場合)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償
● オプション: 使用者賠償責任補償 **改定**
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

プラン 4 社会福祉法人役員等の補償 (賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償 **改定**

保険期間 1年

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
保険会社 TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763



じぶんの町を良くするしくみ。 赤い羽根共同募金

運動期間 平成30年10月1日(月)～平成31年3月31日(日)



平成30年度共同募金運動啓発ポスター(秋田県版)

平成30年度秋田県キャッチコピー

やさしさで 地域を支える 赤い羽根

(三種町 篠田 健三さんの作品)

いつも赤い羽根共同募金運動に変わらぬご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。県民の皆様のアたたかい思いやりに支えられ、第72回赤い羽根共同募金運動がスタートしました。

赤い羽根共同募金運動は、「じぶんの町を良くするしくみ。」と表現されるように、各地域で実施され、お寄せいただいたご寄付はその地域の福祉活動に役立てられます。

秋田県では、市町村社会福祉協議会や、お住まいの地域の福祉団体の活動に助成されるだけでなく、「社会課題解決プロジェクト助成」として、秋田の福祉課題解決に取り組む団体の活動にも役立てられます。







また、近年多発している自然災害発生時には、災害ボランティアセンターの設置及び運営費用として活用され、特に被害が甚大な災害の際には、都道府県の垣根を越えて募金の一部が活用されています。

今年も地域福祉の一層の充実を目指して、地域を支えるための運動を展開してまいりますので、皆様の「やさしさ」をお寄せいただきませう、よろしく願い申し上げます。

平成30年度秋田県募金目標額

199,977,000 円

【助成計画の概要】

-  あなたの町の社会福祉協議会の活動に…………… **44.9%**
 -  あなたの町の福祉団体やNPOの活動に…………… **18.0%**
 -  あなたの町で運動を進めるための経費に…………… **6.6%**
 -  秋田県内の広域的・先駆的な福祉活動に…………… **7.7%**
 -  災害等準備金の積立や災害時の緊急配分金に…………… **5.5%**
 -  秋田県全体で運動を進めるための経費に…………… **18.0%**
- 助成計画の詳細については、本会ホームページをご覧ください。

社会福祉法人
秋田県共同募金会

<http://www.akaihane-akita.or.jp/>

赤い羽根 あきた

検索



赤い羽根の妖精
はねっち
©nekyonagi

2018年10月号
発行/秋田県社会福祉協議会
秋田県秋田市旭北栄町1番5号
TEL(018)8664-2711
FAX(018)8664-2702